

令和4年4月28日  
内閣府

## 【概要書】

# ウクライナ被災民救援国際平和協力業務 実施計画について

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

# ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画について

令和4年4月28日  
内閣府、外務省、防衛省

## 1 基本方針

- (1) 2022年2月24日、ロシアがウクライナへの侵略を開始。
- (2) 国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）によれば、軍事侵攻の結果ウクライナから周辺諸国へ避難したウクライナ国民は、本年4月19日現在、500万人を超えているとされる。このような状況に対処するため、UNHCRは、ウクライナ及び周辺国において、ウクライナ被災民に対する救援活動を行っており、当該活動に資するために、人道救援物資をアラブ首長国連邦（ドバイ）の倉庫からポーランド及びルーマニアに輸送するなどの人道的な国際救援活動を行っているところ。
- (3) 今般、UNHCRから我が国に対し、UNHCRの備蓄物資の輸送について要請がなされ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための活動に対し、国際協調の下で積極的な貢献を行うため、この輸送の要請に応分の協力を行うこととする。
- (4) なお、国際平和協力法第3条第3号に規定するUNHCRの人道的な国際救援活動が行われる地域の属する国（以下「受入国」という。）の当該活動への同意及び同法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意については、いずれも得られている。

## 2 ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

- (1) 国際平和協力業務の種類及び内容
  - ア 輸送業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの（連絡調整業務）
  - イ 国際平和協力法第3条第5号ツに掲げる業務のうち、輸送に係る国際平和協力業務
- (2) 派遣先国  
アラブ首長国連邦、ポーランド共和国及びルーマニア等
- (3) 国際平和協力業務を行うべき期間  
令和4年4月29日から令和4年7月15日までの間
- (4) 規模  
自衛隊の部隊201名（その他、支援要員として、連絡調整要員5名）
- (5) 装備  
輸送機（C-2）2機、空中給油・輸送機（KC-767）1機、政府専用機（B-777）1機及び輸送機（C-130H）1機（※武器は携行しない）

（了）